

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成17年8月23日
関係省庁申合せ
平成19年12月27日
一部改正
平成24年12月7日
一部改正
平成26年8月6日
一部改正
令和元年8月8日
一部改正

1. 公共工事の品質確保の促進について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
副議長	国土交通省大臣官房長
構成員	内閣府大臣官房長
	宮内庁管理部長
	警察庁長官官房長
	金融庁総合政策局総括審議官
	復興庁審議官
	総務省大臣官房長
	総務省自治行政局長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	財務省主計局長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省大臣官房長
	国土交通省土地・建設産業局長

環境省大臣官房長
防衛省大臣官房施設監

オブザーバー 公正取引委員会事務総局経済取引局長
衆議院事務局庶務部長
参議院事務局管理部長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総局次長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会

議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 国土交通省大臣官房技術審議官
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房会計課長
宮内庁管理部管理課長
警察庁長官官房会計課長
金融庁総合政策局秘書課長
復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
総務省自治行政局行政課長
法務省大臣官房施設課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
財務省主計局法規課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省土地・建設産業局建設業課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省整備計画局施設計画課長

オブザーバー 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長
衆議院事務局庶務部電気施設課長
参議院事務局管理部営繕課長
最高裁判所事務総局経理局営繕課長
会計検査院事務総長官房会計課長